

川越市告示第 5 2 1 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 3 項の規定により、東日本総合計画株式会社から川越市新河岸駅前地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので同法同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

川越市長 森田 初恵